

ふじみ室内管弦楽団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この楽団は、ふじみ室内管弦楽団と称する。英文では、Fujimi Chamber Orchestra と称する。

(所在地)

第2条 当団は、所在地を団長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この楽団は、管弦楽曲により地域の音楽芸術の普及を図り、もって地域文化の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この楽団は、前条の目的を達成するため、以下の事業をおこなう。

- (1) 管弦楽曲、室内楽曲及び、古楽の演奏
- (2) 地域の音楽芸術の普及
- (3) その他この楽団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 財産は、この楽団の目的を達成すべく善良・厳正なる管理者の注意をもって管理する。

(事業年度)

第6条 この楽団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算計画)

第7条 この楽団の事業計画書及び予算計画書は、毎年度の総会の前日までに作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告および決算)

第8条 この楽団の事業報告及び決算は、毎年度事業終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会にてその内容を報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書

第4章 楽団

(団員)

第9条 この楽団の目的及び事業を遂行するため、団員を置く。

(団員の団費)

第10条 団員は、団費を収めるものとする。

第5章 総会

(構成)

第11条 総会は、団費を収める全ての団員にて構成する。

(総会の成立)

第12条 団費を収める団員の過半数の出席、もしくは委任状がある事で、成立する。

(開催)

第13条 この楽団は、定期総会として原則毎年度5月に開催する他、必要な場合、臨時総会を開催する。

(召集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き団長が召集し、議長となる。

(権限)

第15条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 前年度事業報告（事業報告書）の承認
- (2) 当年度事業計画（事業計画書）の承認
- (3) 前年度経理報告（貸借対照表・正味財産増減計算書）の承認
- (4) 当年度予算計画（予算計画書）の承認
- (5) 役員を選任および解任
- (6) 定款の変更
- (7) その他、総会で決議すべき事項

(決議)

第16条 総会の決議は、出席者の過半数をもっておこなう。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、出席者の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 団費の変更
- (3) その他、団の存続に係る特殊決議に相当する事項

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成する。

第6章 役員

(役員)

第18条 この楽団は、以下の役員をおく。

- ・ 団長
- ・ 副団長（演奏局長、事務局長）
- ・ 監事

(役員を選任)

第19条 役員を選任と解任は、総会において行う。

(役員任期)

第20条 役員任期は、翌年度の総会までとする。ただし、再任は妨げない。

(団長の職務および権限)

第21条 団長は、この定款で定めるところにより、この楽団を代表し、その業務を執行する。

(副団長の職務および権限)

第22条 副団長は、この定款で定めるところにより、この楽団の業務を分担執行する。

(監事の職務および権限)

第23条 監事は、この楽団の業務の執行を監査する。

- 2 監事は、事業及び財産の状況を調査することができる。

第7章 役員会

(構成)

第24条 役員会は、すべての役員にて構成する。

(開催)

第25条 役員会は、団長がこれを招集し、議長となる。

- 2 団長が欠けたとき又は団長に事故がある場合は、副団長がこれを招集し、議長となる。

(権限)

第26条 役員会は、以下の事項について決議する。

- (1) この楽団の業務執行の決定

(議事録)

第27条 役員会の議事については議事録を作成する。